

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

様（以下「利用者」と略します。）と株式会社トータルケアすいーと（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの6カ月とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の3日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し、更新時点での利用者の要介護状態を確認したうえで、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、その旨の合意書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。

ただし、契約期間満了までに利用者の更新の意思が確認できなかった場合でも、本人及び家族の意向を尊重し、本契約と同一内容で更新されるものとします。この場合において、更新後の契約期間は、更新の日から6ヶ月とします。この場合、利用者の契約更新の意思を確認できた時点で、その旨の合意書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取ります。

（居宅サービス計画立案の援助）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。

二 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。

三 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。

四 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること。

五 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

六 その他、利用者及び家族の希望をできる限り尊重すること。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 事業者は、利用者及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、定期的に、居宅サービス計画の実施状況に関する書類を作成し、これを作成後5年間保管するとともに、甲及び甲の後見人（後見人がいない時は家族を含む。）からの求めがあった場合は写しを交付するものとします（謄写実費を請求することがあります。）。

4 利用者は、事業者が提供した居宅介護支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情ないし相談（以下「苦情等」という。）がある場合には、別紙（兼重要事項説明書）に記載された事業所の窓口に対していつでも苦情等を申し出ることができます。事業者は、苦情等の申出があった場合は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。なお、事業者は、利用者が苦情等の申出を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをいたしません。

(利用者の権利)

第5条 利用者は、事業者によるサービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報が十分保護されます。

2 利用者は居宅介護支援の作成にあたっては利用者の意思の尊重の一環として利用者の家族歴、生活歴、病歴、職歴等を聴取されることに同意し、利用者の自立した日常生活が可能になるよう求める権利を有します。

3 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。

4 利用者はケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(要介護認定申請等の援助)

第6条 事業者は、利用者が要介護（支援）認定（区分の変更を含む。）を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて、速やかに要介護（支援）の申請が行われるよう必要な援助を行います。

(施設入所への支援)

第7条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(利用料)

第8条 事業者が提供する料金等の規定は、別紙（兼重要事項説明書）のとおりです。

(契約の満了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第11条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 五 利用者の要介護状態区分が、自立あるいは要支援とされた場合。

(利用者の解約権)

第10条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、1カ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

一 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。

二 事業者が、守秘義務に違反した場合。

三 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(事業者の解除権)

第11条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第13条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者または利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、利用者、事業者各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

住 所

お名前

印

電 話

(署名代行者又は法定代理人)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所

お名前

印

電 話

職 業

本人との関係

署名代行の理由

(事業者)

私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

住 所 尼崎市昭和通1丁目9番45号

株式会社 トータルケア すいと

代表取締役 清 家 綾

電 話 06-6481-8341 F A X 06-6481-8349

尼崎市指定第2873010900号